

(議長)

次に、「小野寺議員」の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

一般質問を行います。

その前に議長、先ほど小笠原淳夫議員の質問の中で私の名前が出ました。それで、事実関係ですのではっきり言っておきますが、行政組合の派遣職員については単純に引き揚げろということを行ったのではなくて、構成町のそれぞれの町が役割を担う、江差町が全部担うってことはおかしいとそういうことを言ったことであります。以上です。

それで一般質問に入ります。今日、一般質問は4点ありますが、最初の1問目と2問目はある意味では防災、災害対策であります、ひとつひとつ分けて行いたいと思います。

最初に、集中豪雨対策についてであります、この数年、特に夏場、この江差町内でも大雨があります。で今年で言いますと、本当に全国で悲惨な被災状況。広島、北海道で言いますと、礼文。本当にこれは江差町としてもしっかりと災害の状況、教訓をくんでいかなければならないと思っております。で、私ども町議会でももちろんこういう一般質問など、それから常任委員会等々で、町内の集中豪雨対策等の実態調査、それから一定の意見反映もしてきております。1問目を出しております特にこの①土砂災害対策について言いますと、現場も見ながら、更にはその江差町内の災害危険箇所がどうなっているのか、警戒区域、もしくは特別警戒区域に指定されているのか、等々も色々お話も聞かせていただきました。町内に町長もご存知かと思っております、土砂災害危険箇所、128箇所だと思います。数字は変わっていないと思いますが、これは全道的にも多い部分です。100箇所以上というのは、あまりありません。この危険箇所、100箇所以上ある危険箇所がそれではこの間、広島それから礼文などでも色々論議ありました。それを地域住民の実態も調べながら、これは都道府県の仕事になりますが、もちろん江差町なども入って地域の実態を調べてそこがこれは危険だと、危険区域、更にもっと危険、特別警戒区域等々の論議が江差町内でも結構大変だった、もしくは大変だというのは聞いております。改めて私は、全国的な、北海道の状況も含めて見た場合には、しっかりと江差の現状も把握して、対策もとっていかねばならないと

思っております。そういう意味で、ひとつめとしては、今言いました現状、指定等の現状、その前提の住民の合意、それ等について、町長の方からご報告いただきたいと思えます。

それを踏まえてなんです、実際にこれはあってはならないことですが、でももしかしたら明日にでも江差町が土砂災害等があるかもしれない。そういう場合の改めて避難体制、これは現場の確認、そして関係地域の住民への避難指示。そして、どこに逃げるのか。これらのことについて、現状を教えてくださいたいと思えます。以上です。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の1点目、集中豪雨対策についてお答え致します。先ほど小野寺議員がおっしゃったように、江差町内における土砂災害危険箇所は128箇所であり、その内容は急傾斜地崩壊危険箇所が90箇所、土石流危険渓流が37箇所、地滑り危険箇所が1箇所となっております。128箇所中、警戒区域、いわゆるイエローゾーンといわれ、いわれる部分は44箇所、特別警戒区域、レッドゾーンが38箇所となっております。現在までの区域指定状況であります、平成19年度から昨年まで住民説明会を実施し、合意できたのが15箇所となっております。内訳は、警戒区域が15箇所、そのうち特別警戒区域が10箇所となっている現状であります。今後の対策ですが、更なる指定に向け、住民に対し丁寧な説明を行い、命を守るために、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

また、土砂災害時の避難体制についてでございますけれども、大雨警報が発令された際、北海道や気象台などの災害警戒情報を注視し、土砂災害危険箇所の恐れがある場所を職員がパトロールしております。また、職員以外、住民からの情報も参考にしつつ、避難体制をどうするか判断してきました。局地的豪雨など異常気象の際は、降雨量、降水量の推移を見極め、危険を伴うと判断した場合、迅速に災害対策本部を設置し、避難準備情報、避難勧告、避難指示、という流れで、町広報車及び吹(鳴)装置、エリアメールなどで住民に周知してまいりたいと考えております。また、避難場所につきましても、避難所の二次災害を防ぐことを心がけ、適切な避難場所の情報を今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。また、土砂災害の恐れがある場合の避難勧告の発令基準ですが、年内を目途に策定するよう検討してまいりたいと考え

ていますので、ご理解宜しくお願い致します。以上です。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。あの国でも今回の災害、土砂災害なども含めて一定程度、一定程度と
いいですか、あの見直しをしてかなければならないという部分が出ております。です
から今、町長おっしゃったことと合わせて、更に国、道でも見直し、それが江差町の地域
災害防災計画にも反映するかもしれませんが、具体的な急ぐ対策もとらなければなら
ないと思います。それで、まあそれはこれからの町の対応ということで、待ちたいと思
いますが、ただ2、3じゃあこれはどうなの、ということについて少しお聞きします。

それで、避難のことなんですが、これは現場に聞いた方がいいかもしれません。避
難のことについては色々ありますけれども、具体的にひとつだけ。ひのき荘、荘長、申
し訳ない。あそこの崖地が思わぬ雨が降って土砂災害等があった場合の避難は、これ
は荘長に聞くことなのか、それとも防災の担当の大坂課長の方に聞くことなのか。ひ
のき荘の避難対応、今福祉施設のことについても色々な対策が今再検討されております。
あれだけの人数を瞬時に避難する場所、どこに確保しているのか。それから、あそこの
狭隘な道路、敷地、輸送手段、集団等、それから多分ひのき荘の職員だけでは対応
できない、それは時間帯にもよるかもしれません。その場合の体制等々、現時点で多
分避難訓練等々も行われてると思うんですが、ひとつだけそのことまずお聞きしたい。
これがひとつですね、再質問。

それから、でもうひとつ。先ほど、避難の計画と申しますか、現状の江差町の地域防
災計画。これは色々分かれて載ってますね。土砂災害に関する計画の部分だとか、更
には別なところでは避難対策計画。色々作られております。しかし、具体的なことにつ
いて、もう少しきちっとしたもの、やっていかなければならないというのが、先ほどの町
長の答弁だったと思いますが、いずれにしても現状の問題点っていうのは、あるから先
ほどの町長の答弁になったと思うんです。これは見直しするとしても、基本的には地域
防災計画を見直した上での、更には実行的な計画を作ることになります。この江
差町の地域防災計画、これ後でまた言いますけれども、細かい点で見たら、これで本
当に逃げられるの。これでどうやって避難の基準が決められているの、とかいった疑問
点はいくらでも出てきます。そういう意味では、そもそも先ほど町長の答弁がありました
けれども、地域防災計画の見直しという大枠の中できちっとした避難計画を作ってい
かなければならないと思うんです。そういう意味で、先ほど具体的な例と更には大枠で
どういうふうはこの計画を実行性のあるものに作ろうとしてるのか。もう少し担当課の部
分でお聞きしたいと思います。

(議長)

「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

ひのき荘の大雨時の避難の体制でございますけれども、これは当然その状況にもよるわけでございますけれども、基本的には入荘者を1箇所を集めるという部分を基本に致しまして、状況によっては新栄町の町内会、それから当然、町の担当の方とも連絡を取り合いながら対応していくということしか、とりあえずはその状況にもよりますけれども、大規模な災害の場合につきましては、そういう形で取り進めたいと思っております。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

防災計画の見直しの件で、色々避難場所等々のご質問だと思います。ご存知のとおり、防災計画、災害っていうのは色々な災害があるわけです。大津波、または土砂災害。これは大雨による土砂災害、局地的に土砂災害の警戒区域でないところであっても、大雨による川の氾濫。各々色々な災害の場面を想定しながら、こう考えていく。ですから、一概にこの災害については共通的にすべてが準備できるっていうものではないでございます。一番懸念しているのは、やはり大津波です。先月8月26日にも国の有識者会議で報告になったとおり、崖地で最大12.8メートルの大津波が、江差町が予想される。せたなですと、23メートル。ただ北海道がまだ日本海側の情報をきちっと出しておりません。その中で一概に今大津波で20メートルだ30メートルだ、10メートルだ、何が安全だ、ということは今言える段階ではございません。ですから、大津波に関しては今後道の情報を見据えて、どの避難場所が適正なのか、当然江差町の津波ハザードマップの見直しも考えていかなければだめだ。それと土砂災害に関しましては、これやっぱり広島、礼文の状況を考えますと、やはり皆さん一番危険な災害だというふうに認識しています。だから128箇所、先ほどありました。その128箇所の中で、いわゆるレッドゾーン、危ないよと、最も危ないよという38箇所。これらについて、きちっと避難場所が適正なのかどうか、これをまず土砂災害に関する防災計画の見直しの中で、きっちり調べて作っていきたい、そう思ってます。先ほど基準についても、その町町の自治体の地形等によって海岸線あるいは平地、色々な自治体の地形がありますので、これらをきちっと考慮しながらですね、年内を目途に考えたい、そういうことでご理解を願いたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あのちょっと2番目に関しても今触れていましたので、2番目に移ります。1、2関連するところありますので、論議としてはちょっと連続したものでいきたいと思います。

それで2番目ですが、今いみじくも大坂課長、話ありましたが、いわば大津波、地震で大津波という部分のことについて、2番目で質問したいと思います。先ほど大坂課長からもありましたけれども、やっというべきか、太平洋側とかは既に予想津波の高さとか時間とかは発表されて、その対策も今やってるところなんですが、日本海側はやっとこの前出ました。先ほどもありました。江差で最高で23メートルですか。で、地震があったら4分くらいで来るんでしょうか、津波が。という予測も出ております。で改めてこれについては津波が想定される、じゃあその津波によって対策を、それから避難訓練を、ということについて改めてこの江差町としても考えていかなければならない。改善が急がれると思います。でこの点は前町長の時から私何回かこの場でも聞きました。それで今回、北海道が行う防災総合訓練、これが江差町で前の議会でも報告ありましたが、10月15日に行われます。ただこの時は私も聞いたんですが、この時点ではまだ日本海の津波の想定というのは出ておりません。それから私どもが入手する津波、防災訓練の概略といいますか、これではよくわからない。改めて今度の訓練で、特にこの津波の想定がどういうふうにされているのか、やはり必要なことはしっかりと想定して訓練をやると、せっかく全道の大きな訓練がこの江差町で行われるということですので、どのようになっているのか教えていただきたい。

それから2つ目として先ほどもちょっとありましたが、これは土砂災害に限らず、この地震、津波も含めて先ほど、大坂課長既に答えておりますけれども、あの個別の部分で大変な防災計画ではありますが、特にこの地震、津波に関して言いますと、もう大幅に見直ししなければならない、と思われま。それで3番目の③にも繋がってくるんですけども、この地域防災計画、特に地震、津波に関して言うと、しっかりとした体制で見直しを急がなければならないんですが、それがどうなってるのかということと、この問題で3つ目でお聞きします。

実は今色々言いましたけれども、担当の係で言いますと、建設水道課の一防災係長、一と言いますか、防災係、係長、そこは係員がおりませんので、ひとり。係で言いますと1人係長が先ほど土砂災害のことも含めて、今言いました地震、大津波も含めまし

て、この係長1人の体制で基本的に、もちろん横の連携でやってるのかもしれませんが、少なくとも我々が知っている任務分掌で言いますと、たった1人、たった1人ですよ。で、再質問でも色々言いたいと思いますが、横の連携、要援護者、今は要援護者という言い方しませんが、等々も含めて考えた場合ですね、もちろん町民課、総務課などと連携取らなければなりません、それにしても一義的にはたった1人ですよ。これでいいのかなど(いう)気がします。他の課のことも色々言いたいことあるんですが、まずはこの防災の関係でどうなっているのか。お聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の、地震、大津波対策への質問にお答え致します。北海道防災総合訓練の一環として、全道3箇所をモデル地域に指定し、訓練を実施いたします。松前町、島牧村、江差町が対象地域となります。平成26年10月15日午前10時、北海道南西沖、奥尻島沖の北40キロ付近で震源の深さ10キロ、震源の規模マグニチュード7.8と推定される地震が発生、その3分後、大津波警報が発令されたとの想定での防災総合訓練を実施致します。現時点で計画している主な訓練内容は文化会館を会場としての避難所運営訓練。その際、陸上自衛隊第28普通科連隊第3科による炊き出し支援も実施致します。連携して日赤江差町奉仕団も炊き出し訓練として参加する予定であります。住民避難訓練ですが、楸川地区から鹹川地区までの全町内会が参加をし、すぐに高台に避難する、自らの命を守る訓練を実施致します。また江差町災害対策本部移転訓練、また災害対策本部運営訓練ですが、当初文化会館小ホールを本部にする予定でありましたが、会場が避難場所として運営されるため、隣の消防本部2階を想定として訓練を行います。救出、救助訓練ですが、松ノ岱グラウンドを会場として、陸上自衛隊のヘリが参加し、負傷者の搬送のため札幌医大まで実際に搬送を行う訓練を実施致します。北海道とは情報収集訓練、また連携を強化するため、函館開発建設部に職員応援要請や、自衛隊派遣要請の訓練など、初動体制の確立を行います。その他、参加を予定する関係機関ですが、江差警察署、江差海上保安署、江差消防署、北海道総合通信局、北海道電力江差営業所、NTTドコモ北海道支社、ソフトバンクモバイル、北海道コココーラボトリング、函館地方气象台などを想定しております。午前10時から訓練を開始し、午後からは参加された住民による体験型訓練と称しまして、要援護者サポート訓練や消火訓練、応急処置訓練等を実施致します。終了は概ね午後

3時を予定しております。今後、全町内会、各幼稚園、保育園、小中高等学校などとも出来る限りの参加体制を構築できるよう調整を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。また防災計画の見直しは、これからと思われが、必要な対策はということなんですけれども、日本海の海底断層で発生する大規模地震に関し、国土交通省等の有識者検討会は8月26日、日本海に面した市町村ごとに予測される津波高の最大値を発表致しました。議員ご指摘のとおり、江差町は最大津波高が崖地で12メートル80センチと試算されました。この試算数値を参考にした場合、現状の津波ハザードマップに記載されている避難所では危険な箇所が出てくることとなります。そのため、年度内を目途として江差町防災計画の見直しを行いたいと考えておりますが、北海道と連携し必要な情報を収集し、計画策定前に急ぐ対策は検討していきたいと考えております。

また、建設水道課防災係の体制についてでございますが、渡島檜山管内の各自治体の防災担当課は江差町を除いて総務課が担っているのが現状であり、当町では建設水道課が主務担当課であります。現在、防災係は係長1名体制であります。この間、大雨警報等発令された際には、担当課長と係長が役場で待機し、气象台などから情報を収集しておりました。また、現場のパトロールなどその他の業務については建設水道課土木管理係などからの応援をいただき、建設水道課全体の連携で防災体制を整えているのが現状であります。広島県や礼文町の土砂災害を見たとき、危機管理体制の構築のためには職員体制の見直しも今後の検討課題として考えておりますのでご理解をお願いしたいと存じます。以上でございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。この点について2つ再質問したいと思います。

後の方からですが、今、町長の方からも触れられましたが、江差町の場合、総務課ではなくて建設水道課。それで、これは今係体制の部分で私言いましたが、先ほど町長もお話ありましたけれども、全道的といいますか、全国的といいますか、何がいいのかということも含めた検討、見直しをするべきだと、私は思います。この間論議もありましたが、やはり総務課が全局を握って、それぞれ現場のことも含めて、それから福祉などの部分も含めて、総務課が司令塔にならなかつたらきっと駄目じゃないのかなと(いう)気がするんですよね。多分、今も何らかの形で総務課も関わってるんでしょうけれども、地域防災計画から見たら発信はこれこのままで見ていったら建設水道課ですよ。たぶん。どう考えても全体的なものを動かすとすれば、やはり総務課あたりではないのかなという気がしますので。改めてそこも含めた見直しというふうに受け止めていいの

か。あの所属課といいますか、担当課、そこも含めて先ほどの町長の答弁だったのか。その点ひとつ確認したいというのがひとつと。

もう1つ、先ほど10月15日の訓練の内容、現時点での部分で一定程度あの教えていただきました。それで前にも言ったんですが、最後の方に町長もありましたが、地域巻き込んだ訓練やるということで、関係町内会等早急にという話ありました。これ前にも言ったんですが、やはり被害を受ける町内会。それからもしかしたらいわば高台といいますか、私の住んでるところで言うと、南が丘はもしかしたら、五勝手の方々が避難する受入側の方。その部分について早く一定の連絡といいますか、調整といいますか、まだきとしてないのかなと思うんですよね。ある意味でこの訓練を通して、江差町内の住民の力を引き出す、町内会の力を引き出す、ということの大きなきっかけづくりがこの訓練なると思うんです。そういう意味ではドタバタということにならないようにですね、早くその点きちっとやっていただきたいのですが、今それどういうふうになってるのか。ちょっと現場の方、担当課の方教えていただきたいなと思います。2つです。

(議長)

はい、「総務財政課長」。

「総務財政課長」

はい。職員体制、防災の職員体制ということでございます。現在建設水道課の方でそれも1人。あの議員のご質問は危惧されて、1人で大丈夫かというところだというふうに認識しました。今現在はですね、やはり最も体制を取りやすい方策ということで建設水道課の方に配置しているという実態でございます。先ほども町長の答弁にもありましたようにですね、例えば警報等がありましたらですね、速やかに情報収集するために、役場の方に来ていただきます。当然、課の中でパトロールもあります。これは連携とつてやっています。必要であれば課長会議を招集します。自宅待機を命じます。これは今現在やっている、迅速に対応しているというところではございます。総務課の方という、体制を総務課の方が主にとっていただきたいという話でございますけれども、江差町のような大きな町でないところはですね、やっぱり職員数の中にも限りがあるというところでやっています。所掌事務も兼ねてやるというところではございます。ただ、住民の安心、安全というのは最も重要な事項でございますので、この体制は現状の体制を検証、常に検証を繰り返しながら体制を詰めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いします。

「小野寺議員」

議長。議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと今の点で、改めて確認というかお聞きしたいんですけども。前回の議会で、これは町民課、福祉課、太田課長のところの問題だったんですが、いわゆる災害弱者と言いますか、要援護者と言いますか、今国の方の法律も改正されて、前も言いましたが避難行動支援者、そういう言い方もして、いや避難行動要支援者か、ということの名前も変えながら、更には今までは情報公開条例もしくは個人情報保護条例、両方のにらみ合いで残念ながら災害弱者と言いますか、例えば障がい持っていると介護受けてるとか等々、そういう個人情報についてはなかなか台帳化もできないし、それを例えば町内会等々に行っても出せない、横の連携できちっと名簿を統一的に作れないと前回も言いましたが、国の法律を変えて、名前も変えて、そういういわゆる要援護者、災害弱者については、まず一義的に町が名簿で横の横断をきちっとやって、名簿を作りなさい。でその作ったやつを必要に応じて町内会にも出さないと、それはもちろん手続き、手順ありますが。ただしこれは地域防災計画を見直ししなかったらできない、わかっていますね、前も課長で言った。というように、この地域防災計画を見直そうと思ったら、町民課でやるこの要援護者の問題も実は全部、もしかしたら災害も担当者1人でやるのかな、なども含めてですね、膨大な業務なんですよ。それとも縦割りでバラバラやらせるのか、ということも含めてやはりきちっと災害が起きた時の対応、災害の前の対応も含めて今の現状見たら悪いんですが進んでないですよ。災害弱者の名簿の押さえだあってあまり進んでないですね。地域との連携だあって進んでないですね。国から来る、どんどんどんどん防災計画の見直しということでもう細かいことまで指示来てますよ。あれこなすったら大変ですよ。ということも含めて、やはりやらなければならないとすると、体制の見直し、職員の見直しを急いでもらいたいということについて、もし町長、課長等答弁あればいただきたいと思います。あればいいです。

(議長)

「町長」。

「町長」

今、議員ご指摘のとおりですね、防災体制というのは非常に大事で、先般の礼文やあるいは広島状況を見れば万が一に備えるということが何よりも大事、先ほど課長も申し上げましたとおり、町民の生命、財産を守るのがまず行政の責任であります。自治体の責任であります。そういうことも踏まえてですね、しっかり役場体制が今のままでいいのか、配置を検討して私なりに判断をしていきたいと思っておりますので、ご理解お願い

致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」、3問目から。

答えるのか、はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。2問目の質問ですよね、10月15日、期日を巻き込んで。

「小野寺議員」

そうでした。すみません。はい。

「建設水道課長」

良ければしますが。

「小野寺議員」

いや、お願いします。

「建設水道課長」

実はあの、椴川から鹹川まで、全町一体のこの訓練をやりたい。それで今回につきましては地震による大津波ですので、津波に関係のない高台の上町の地域も確かにあることはあります。ただ、訓練の内容を踏まえて、言うなれば避難場所、高台の避難場所に下の地域の方々って皆逃げるわけですから、じゃあ避難所の運営訓練っていうものも、実は逃げた方々だけでなく上町の方々も一緒に対象と。それで9月の今考えているのは、9月22日くらいを目途に市街地と北部、この2箇所に分けて、町内会の役員を呼んで説明会を開催したい、そういうふうを考えておりますのでご理解をお願いします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

3問目の質問です。

「小野寺議員」

はい、3問目に移ります。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと時間の関係上、早口に。

3番目、高齢者、子どもが安心して暮らせる町づくりをということで起こしました。2つあります。この間、地域の空き地などの活用ということもかなり論議になってます。私違う角度で今日これを取り上げたいのですが。そういう空き地なども使って、散歩したり、子どもさんとおばあちゃんが地域に出たりしたとしても、観光客が来たとしても、よくよく見たら、なかなか江差町でゆっくり休むところがない。ということが改めて私、人から聞いたり、自分自身でもこの間実感しました。で改めて、この点、先ほど言いました空き地等の活用も含めた、ある意味、ミニパークと言いますか、そんなにお金をかけるとかそういうことでなくて、本当にその地域地域でちょっと休める、もしくは既存の公園、既存の公園もよくよく見たら休む場所がないとか結構あるんですよ。そういう意味では既存の公園、それから歩道など、これもあの歴まち歩けば本当に気がつくのですが、ゆっくり休めない。そういう意味では、色々な意味で江差町がゆっくと寛げる、休息できるそういう場所。これは地元の高齢者とか子どもさんだけではなくて、結果的には町内に訪れる観光客、まあ高齢者も多いということもあります。そういう人たちも喜ばれると思いますので、こういう点、町づくりという観点で整備をしたらどうかなというのがひとつです。それから、もう一つ。

これも高齢者、子どもということで違った角度なんですけど、実はバスなんです。函バス、今頑張って函バスでもノンステップのバスを導入しております。たぶん4台ぐらいでしょうか、あのちょっと違ったら教えていただきたいのですが。ただ、まだノンステップでないバスがありまして、たまたま例えば道立病院等で通う時に行く時はノンステップでも、たまたま帰りはノンステップでない、という部分で、大変不便で使えないという人も何人かから聞きました。この点、あくまでも民間会社ですので、要請ということしかありませんけれども、ノンステップバスにしてもらいたいという高齢地域の中で安心して暮らせるためにも協力していただきたいということ、函バスの方に町として強く要請していただきたいということ、この2点お聞きします。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の3番目、地域の空き地の環境整備、公園や歩道などへのベンチ設置、町なかの休憩場所整備という質問であります。主旨は高齢者等が気軽に休憩できる地域の環境整備に対するご質問と受け止め、ご答弁致します。

地域の空き地等の休憩スペースの環境整備の必要性は、議員がおっしゃる通りだと思っております。町内の公園や遊び場に対する町民要望もあることは承知しておりますが、町としても可能な対応策を講じている現状にあり、ベンチの設置あるいは休憩スペース、スペースの確保に努めていることをご理解願います。行政だけではなく、町内会や自治会あるいは団体や企業の支援をいただきながら、花壇整備や植栽、ベンチの設置などによる環境整備も行われており、そのための支援策も一部講じております。今後も地域や住民の自主的な活動にも期待しているところでございます。ご承知のように、観光客が多く訪れるいにしえ街道には休憩ポイントとなる箇所にベンチを設置してございますし、また商店街区や上町商店街などの環境美化もそれぞれの関係団体や地域の立場で進めてきております。今後も地域住民を始め、観光客にも好印象を与えるよう、町中の環境整備には一層配慮してまいりたいと考えております。

次に高齢者等交通弱者に配慮したノンステップバスの増便についてのご質問であります。バス運行事業者の現状をお伝えしながら答弁致しますが、函館バス江差営業所が管理、運行しているバス車両は21台であり、そのうちノンステップバスは4台ということで、保有台数の約2割という現状にあります。運行事業者側としては、バスの更新時にならなければノンステップバスへの切替が困難であるということがあります。またノンステップバス4台のうち、2台はJR江差線廃線後の代替運行路線である江差木古内間の専用となっており、残る2台が各路線運行をしております。江差木古内線のノンステップバスも10月からは江差高校や道立江差病院まで運行されますので、2台のノンステップバスが高齢者の多く利用する通院時間帯にも運行される状況になりますので、ご承知ください。また、ノンステップバスの導入促進に対する運行事業者への要請は今後、機会をみて要請してまいりたいと考えております。宜しくお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっとバスだけ1点お聞きします。要するに4台なんですよ。それでそのうちの2台が木古内まで行ってる部分をこれから道立病院の使うとはいっても、残念ながら例えば函館まで行くバス。あれはたぶんノンステップではないはずなんです。あの大型の部分ですから。そうするとそれが戻ってくる分、例えば函館から来るバス、江差にまで入るバスが道立病院で道立病院の患者さんがもし乗ったとすると、それはノンステップではない。ですから、その時間帯にもよりますけれども、なかなかその4台が稼働したとしても、もしノンステップじゃなかったら大変だなという患者さんに対する対策には残念ながらならない。どうしても今の2割をあげていかなければならない、と思います。それで私、あの民間ですけれども、ある意味では行政がかなりの部分、補助、助成してバス会社、官民一緒になってやってる側面もあります。改めてこの点は色々な部分で患者さんの実態を函バスの方に知らせて、ノンステップを増やしてくということをやってもらいたい。ついでに、これ課長でいいんですが、課長知っていらっしゃるかどうか、車椅子を使おうと思ったら函バスに事前に連絡すれば、車椅子も路線バスで使える車両あるということご存知でしょうか。でそういうことも含めてですね、なかなか知られてないんです。民間の方のバスがどういうふうになってるか。それはちょっと調べてもらいたいと思うんですが、あるんです。車椅子でもバスを使えるんです。でそういうことも含めて民間バスの福祉対応がどうなっているのか。さっき言ったノンステップの実態も含めてそういう町民すべからくとは言いませんが、何らかの、そういう高齢者の部分だとかにそういう情報もしっかり函バスから入手して知らせてくということも必要だと思います。その点ちょっと、課長知ってるところあれば答えて欲しいなど。

(議長)

はい、「政策推進課長」。

「政策推進課長」

私の方からはですね、ノンステップバスの導入についてはまさしく事業者は更新のときという現状だということです。それでバスの更新はそれじゃあ何年なのかとなると、十数年です。事業者側は更新の都度、やはりノンステップバスの導入に傾いているというか、そういう状況にまず考えているということでございますので、機会を見てまず要請はするということがひとつと、それからここまで言ってあれですけれども、新幹線の駅もまた北斗やそういったところでできますので、この函館を繋ぐ、いわば路線の見直しも後段出てきます。こういったところでは北斗の駅だけではなくて、函館の病院に通う患者もいるわけでございますので、そういった議員おっしゃる部分も踏まえながら要請とちょっと現状把握に努めていきたいとこのように思ってます。以上です。

「小野寺議員」

はい、宜しくお願いします。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

まああの函バスに聞けば、ノンステップになるのはせいぜい2年に1台か、頑張っても1年に1台。1台にならないかな、という状況だとすると、相当急がなかったら改善ならないですね。頑張ってください。

それで最後、4番目に移ります。私の質問は町長もしくは教育長と両方確か書いていましたので、どちらが答えるのか両方見ながらお聞きしますが、教員の労働実態の件についてお聞きします。多分、私予算審議等では若干聞いたことあるかもしれませんが、こういう本会議では初めてであります。それで何故こういう質問するかといいますと、ご承知のとおり新聞でもテレビでも大きく報道されていました。いわゆるOECD、経済協力開発機構っていうんですか。国際組織OECDが調査した結果が出ておりました。それで全世界の教員の实態を調べた部分なんです、特に日本の教職員の教員の働き過ぎということが報道で大きく出されておりました。例えば、細かいことはともかく、例えば中学校の教員は先進諸国34カ国のうちで一番長いと。1週間は約54時間の労働時間だという、等も含めて一定の細かい具体的な問題点も含めて出されておりました。それで私ここでお聞きしたいのは、まずは江差の実態がどうなっているのか。この点についてお聞きしたいということと、もうひとつ、これ後で担当課長からちょっと教えてもらって再質問等で少しお聞きすることになると思うんですが、江差町に安全衛生委員会、法律に基づいて、安全衛生委員会というのがありますけれども、これではどのような論議になっているのか。ということで答弁によって再質問もちょっとしたいなと思っておりますので宜しくお願いします。

(議長)

はい、「教育長」。

「教育長」

小野寺議員の4問目と致しまして、教職員の勤務時間に関する実態と、安全衛生委員会に関してのご質問でございました。教職員の勤務状況を始めとする服務監督権限は町にあることから教職員の勤務時間等につきましては、江差町立学校管理規定に規則に規定されておりました。その内容は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に

関する条例を準用規定をしているものでございます。ご質問の江差町における教職員の1週間の勤務時間、色々な実態について残念ながら私どもで調査はしておりませんが、教職員の時間外勤務が多いことは檜山管内始め全道的に大きな課題になっております。1町単独での対策には大変困難なこともあることから、管内での対応と致しまして、時間外縮減推進委員会を平成19年に組織し取り組んでおり、全道的にも道教委でも同様の委員会を立ち上げて、全道的な対策を練っているところでございます。縮減に向けた具体的な取り組みとしての代表的なものは、月2回の定時退勤日、週1回の部活動の休止日、年2回の時間外勤務縮減強化週間を設定してあるものでございまして、管内としても少しでも時間外勤務を縮減する取り組みの努力を健康面への配慮もしているところでございますが、状況はなかなか厳しく浸透されないケースもありますので、私どもとして今後においても真摯に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

また、安全衛生委員会についてのご質問もございましたが、これはご承知のとおり、50人以上の事業所で設置義務があることから、労働安全衛生法に規定されておまして、学校単位で1事業所とされていることからですね、各々の学校にこの委員会は設置をされておられません。ですから町職員といいなながらも町の安全委員会で教職員に関する内容が審議調査されることは今までございませんので、その旨ひとつご理解をいただきたいとこのように思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、それで実態はつかんでいないということについては、確かに江差町とはいえない意味では国の政策、国の法律そして北海道の条例、その中で高校と小中と別れて、北海道の一定の動きについて準じてやってるということについては理解するものの、しかし江差町としてやれるべきことはあるのではないのかな、という思いもちょつとあります。それで、あまり詳しいことは私もまだわからないところありますので、基本的なことを1、2ちょつとお聞きしたいと思うのですが、2つめの安全衛生委員会。法律は50人以上の場合は必置規定ですよね、今教育長おっしゃったとおり。作らなければならない。50人以下、作っては駄目とは書いてないですよね。50人以上は絶対作らなければならないのであって、50人以下でもあの作ろうと思ったら作れる。ただし、全国的にはあまりきつとそういう例、無いですね。たぶん。だからあまり無理なことは言いません

が、ただし法律には50人未満の場合は、安全衛生推進者というのを置いて、そこが法律の趣旨に則って、ですから、推進委員がそういう任務を日々の職場の労働衛生安全、それがたまたま50人以上で委員会を作ってそこで論議するか、いや無いけれども法律に基づいたこれは何条でしたか。衛生、安全法第12条の2の中で規定されておりますけれども、法律に則ったそういう労働者の安全衛生の面を日々チェックもしながら法律に基づいて働いてるのか、ということが位置付けられてるんですが、それが今どうなっているのか。ちょっとひとつお聞きしたい。ということと、もうひとつ、先ほどの教育長の答弁の意味合いの中にきつとあったんだろうなと思うんですが。全道的にも全国的にもたぶんこの江差町でもそうだと思うんですが、これは役場の職員も同じかもしれませんが、教職員にも色々な働く条件の中でメンタルの部分で休職したり、通院も含めて、かなり仕事でしんどい部分も実態として私も聞いております。そういうことを考えた場合には、やはりしっかりとこの労働衛生安全法に基づいた職場の実態がどうなっているのかを把握しながら適切な対応を国、道、そして江差町もやっていかなくてはいけないと思うんです。その点、先ほどの実態を押さえてないということについては、しっかりと実態を押さえなかったらわからないですよ。国、じゃない道に準じてやっているといったら、実態が押さえてなかったら何にもならないと思うんですが。あまり細かいことはよろしいんですけれども、先ほどちょっと言いました休職だとか、休む方の休職ですね、休職だとかというそういう実態についての一定の対処などは教育委員会として道などと連携取ってやってるのかどうかわかりませんが、どんなふうになってるのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

(議長)

「学校教育課長」。

「学校教育課長」

まず1点目の労働安全衛生委員会、50人以下の場合でも作ってもいいんじゃないかというところがございます。法律上、義務付けはないわけがございますけれども、議員おっしゃる通りのことなのかなというふうには思いますけれども、実態を言いますと、町の場合につきましてはですね、町の職員で委員会を構成しております。そうなりますと、学校の少ない人数の中でまたひとつ委員会を立ち上げて、それについてやらなければならないという部分も出てまいりますので、そこにつきましては課題のひとつなのかなというふうに思っております。

またあのメンタルの部分につきましてはですね、休職の実態、これにつきましては町のあの江差町といいますか教職員の中でも実際におこなうことはあります。その中ではですね、学校長含めまして対策はしてないわけではないのですが、あの学校長を中心にですね、我々の方も一緒になって取り組んでいきたいなというふうに思っております。

のでご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

あれ、ちょっと、課長あの

(議長)

答弁もれあるのかい。

「小野寺議員」

安全衛生推進者は、50人未満で、ちょっとじゃあ議事進行。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと色々しゃべっちゃったので、仮に50人未満で作らないとしても、作れって言っても無理な面もあるのかな。作らないとしても、法律上50人未満の場合は第12条の2で安全衛生推進者を選任しなければならない。その安全衛生推進者がさっき言った色々なことを、委員会が無いにしてもその安全推進者がこの法律の主旨に則って色々日々の労働条件等々を見ていくと。それはどうなんですか、って聞いたつもりなんです。それはどうなんですか。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

申し訳ありませんでした。あの委員会同様にですね、今のところ推進者につきましても現状をいいますと設置はしておりません。課題のひとつとして捉えさせていただきたいと思いますので宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

はい、わかりました。

(議長)

以上で「小野寺議員」の一般質問を終わります。15時20分まで休憩致します。

(休憩中)